

令和8年4月27日招集

第4回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和 8 年 第 4 回 狹 山 市 農 業 委 員 会 総 会

令和 8 年 4 月 2 7 日（水曜日） 開催場所 狹山市役所 6 階 6 0 2 会議室

議事日程

- 1 開会 午後 2 時
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出について
- 5 閉会 午後 4 時

本日の出席農業委員 1 4 名

1 番 浅 見 誠 次	2 番 落 合 房 子	3 番 渡 邊 隆 夫
4 番 増 田 棟 順	5 番 堀 口 一 男	6 番 齋 藤 栄 一
7 番 森 田 依 見 子	8 番 仲 川 知 範	9 番 室 岡 芳 浩
1 0 番 清 水 芳 則	1 1 番 大 野 博 文	1 2 番 下 村 辰 次
1 3 番 安 藤 千 鶴	1 4 番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8 名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主査 北山 誠也 主査 内藤 洋平

事務局	定刻になりましたので、これより令和８年第４回狹山市農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり、今月もプロジェクターを使用してご確認いただきたく存じます。 議事の進行にあたり、ご意見等ございましたら、総会終了後に事務局へお願いいたします。
局 長	本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により、成立していることを報告いたします。 また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第２条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。 これより第４回狹山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。
会 長	【会長の挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事の進行をお願いいたします。
議 長	これより、第４回狹山市農業委員会総会を開催します。 始めに『狹山市農業委員会会議規則』第８条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。 今回は、議席番号１３番 安藤 千鶴 委員と１４番 増田 茂 委員にお願いします。 先ずは、第４回総会の概要について事務局から説明してください。
事務局	本日の議題は全部で４議案となります。 なお、議案第１号における農用地利用集積等促進計画（案）については、農業振興課よりご説明申し上げます。 次に、地区別許可申請等一覧をご覧ください。 農用地利用集積等促進計画が、受人単位で堀兼地区５件、その他市外で２件です。 農地法第３条許可申請が、堀兼地区２件です。 農地法第４条許可申請はありません。 農地法第５条許可申請が、入間川地区３件、入曽地区６件、堀兼地区１件、奥富地区２件、柏原地区１件の合計１３件です。 租税特別措置法に関する相続税の納税猶予の適格者証明願が、入曽地区１件です。

事務局	以上です。
議 長	はじめに、『議案第 1 号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画について』を議題とします。 先に「農用地利用集積等促進計画について」農業振興課からの説明を求めます。
農振課	【農用地利用集積等促進計画についての説明】
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 無いようでしたら、本計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 農業振興課は、退室いただいて結構です。 【農業振興課の退室】 続いて、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。 入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。
推進委員	1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）
議 長	ありがとうございました。 次に、『議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局	議案第２号整理番号１番について、ご説明いたします。 受人は所沢市下富に在住の方、渡人は所沢市下富に在住の方です。 土地の所在は、大字上赤坂字野（元下赤坂分）、地目は畑、地積は６３３㎡。 本件におきましては、法第３条第２項第１号における全部効率要件について、受人は株式会社の代表で法人において適切な農業経営を行っております。 法第３条第２項第４号における常時農業従事要件については、２５０日としており、実績からも齟齬はなく、１５０日以上を満たしております。 また、法第３条第２項第６号における周辺農業への支障についても無いものと思われれます。 次に、整理番号２番について、ご説明いたします。 受人は上赤坂に在住の方、渡人は埼玉県農林公社です。 土地の所在は大字上赤坂字不二見ノ丘、地目は畑、地積は３，７４５㎡。 本件におきましては、法第３条第２項第１号における全部効率要件について、家族経営であり、受人及び世帯員名義で適切な農業経営を行っております。 法第３条第２項第４号における常時農業従事要件については、従事者全てが３００日としており、実績からも齟齬はなく、１５０日以上を満たしております。 また、法第３条第２項第６号における周辺農業への支障についても無いものと思われれます。 以上です。
議 長	最初に整理番号１番についてこれより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可』します。
議 長	次に、整理番号２番についてこれより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可』します。

議 長	次に、『議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、地区別に審議いたします。 最初に入間川地区について事務局の説明を求めます。
事務局	入間川地区は3件の申請がありました。 最初に、整理番号1番の事業計画者は、新狭山に在住の方、所有者は沢に在住の方です。 土地の所在は沢、地目は畑、地積は310㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの便益を享受することができ、申請地からおおむね500m以内に新狭山小学校とハニー歯科があるため、第3種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 次に、整理番号2番の事業計画者は、所沢市に在住の方、所有者は上奥富に在住の方で、事業計画者の祖母にあたります。 土地の所在は狭山、地目は畑、地積は336㎡ 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 次に、整理番号3番の事業計画者は、入間川に在住の方、所有者は同じく入間川に在住の方で、事業計画者の母にあたります。 土地の所在は入間川字下窪 他1筆、地目は全て畑、地積は合計で71㎡ 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの便益を享受することができ、申請地からおおむね500m以内にぎんなんクリニックと狭山厚生病院があるため、第3種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。

議 長	最初に整理番号 1 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
	整理番号 1 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号 2 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
	整理番号 2 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号 3 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
	整理番号 3 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、入曽地区について事務局の説明を求めます。
事務局	入曽地区は 6 件の申請がありました。 最初に、整理番号 4 番の事業計画者は、東京都中央区に本社を置く株式会社、所有者は北入曽に在住の方です。

土地の所在は大字北入曽字上之原、地目は畑、地積は1, 230㎡。

転用目的は太陽光発電設備の設置で、所有権の移転です。

立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。

次に、整理番号5番の事業計画者は、南入曽在住の方、所有者は申請地が3筆あることから、順に北入曽在住の方、所沢市在住の方、南入曽在住の方です。

土地の所在は大字南入曽字出口 他2筆、地目は全て畑、地積は合計893㎡。

転用目的は駐車場敷地で、所有権の移転です。

立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。

次に、整理番号6番の事業計画者は、入間市在住の方、所有者は南入曽在住の方です。

土地の所在は大字南入曽字町屋道、地目は畑、地積は419㎡。

転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。

立地基準につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの便益を享受することができ、申請地からおおむね500m以内にこいけ歯科といぶき山整形外科があるため、第3種農地に区分されます。

一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。

次に、整理番号7番の事業計画者は、北入曽在住の方、所有者は南入曽在住の方です。

土地の所在は大字南入曽字西ノ前原、地目は畑、地積は191㎡。

転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。

立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。

次に、整理番号8番の事業計画者は、中央在住の方、所有者は水野在住の方です。

土地の所在は大字水野字本堀、地目は畑、地積は379㎡。

	転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 次に、整理番号9番の事業計画者は、所沢市在住の方、所有者は水野在住の方です。 土地の所在は大字水野字本堀、地目は畑、地積は301㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。
議 長	最初に整理番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号4番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号5番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

議 長	次に、整理番号 6 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号 6 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号 7 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号 7 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号 8 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号 8 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号 9 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号 9 番について、質疑、意見はありますか。

議 長	質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、堀兼地区について事務局の説明を求めます。
事務局	堀兼地区は1件の申請がありました。 整理番号10番の事業計画者は、川島町在住の夫婦の2名、所有者は堀兼在住の方で、事業計画者の夫の母親になります。 土地の所在は大字堀兼字中流、地目は畑、地積は169㎡。 転用目的は住宅敷地で、使用貸借権の設定です。 立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。
議 長	整理番号10番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号10番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、奥富地区について事務局の説明を求めます。

事務局	奥富地区は2件の申請がありました。 最初に、整理番号11番の事業計画者は、北入曾在住の方、所有者は下奥富在住の方です。 土地の所在は大字下奥富字坂上、地目は畑、地積は356㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 次に、整理番号12番の事業計画者は、所沢市在住の夫婦、所有者は下奥富在住の方で事業計画者の親族とのことです。 土地の所在は大字下奥富字弁天通、地目は畑、地積は214㎡。 転用目的は住宅敷地で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に区分され、転用の不許可の例外である、農業の振興に資する施設として、住宅で集落に接続して設置されるものに該当いたします。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。
議 長	整理番号11番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号11番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号12番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】

議 長	整理番号 1 2 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、柏原地区について事務局からの説明を求めます。
事務局	柏原地区は 1 件の申請がありました。 次に、整理番号 1 3 番の事業計画者は、下奥富に本社を置く有限会社、所有者は 3 名の共有名義で、順に日高市在住の方、坂戸市在住の方、栃木県宇都宮市在住の方です。 土地の所在は柏原字宮林 他 1 筆、地目は全て畑、地積は合計 6 9 3 m²。 転用目的は資材置場で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。
議 長	整理番号 1 3 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号 1 3 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
議 長	次に、『議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第 4 号について、ご説明いたします。 申出者は、北入曽に在住の方です。 申出地は、大字北入曽字中原 他 1 筆、地目はすべて畑、地籍は合計で 3, 4 9 9 m²。

事務局	申出者は農業委員もされた方であり、市内で約7haの農業経営をされております。以上です。
議 長	事務局より説明がありました。議案第4号について審議します。 質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を適格者として証明するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件は適格者として証明することといたします。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。 次に、協議・報告事項に移ります。 質疑につきましては、全ての報告が終了した後に一括して受け付けます。 それでは、1番から順次、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項1「農地法の規定による届出について」ご報告いたします。 スライドをご覧ください。 ・法第3条届出 ・法第4条届出 ・法第5条届出 以上になります。
議 長	質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他、委員から何かありますか。 事務局から何かありますか。
事務局	特にはございません。
議 長	他にありますか。 無いようですので、これをもちまして第4回狹山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。